

第Ⅷ章 史跡飯田古墳群の保存管理

1 節 保存管理の方向性

本節では、第Ⅵ章 1 節の現状と課題、第Ⅶ章の大綱を踏まえ、保存管理の具体的な方法を示すにあたって前提となる保存管理の方向性を示す。

●史跡飯田古墳群の恒久的な保存と未来にわたる確実な継承

史跡飯田古墳群は、国民共有の財産であり、地域の歴史文化資産であることから、恒久的に保存し、未来へ確実に継承する。さらに、適切な保存管理を図るために必要な調査研究を進める。

●史跡の保存管理と多様な土地利用との調整

史跡の保存管理にあたっては、史跡飯田古墳群が長い年月の中で様々な用途で利用されてきた経緯を考慮して、構成要素ごとの保存管理の方法に基づき、現在の土地利用によって生じる現状変更等の取扱基準等を定める。

●災害等非常時の対応

定期的な現状調査を行い、き損等の状況を把握するとともに、災害等非常時における対応策を検討する。

●追加指定の推進と公有地化の検討

史跡飯田古墳群の保護に万全を期するため、必要な箇所について発掘調査を実施した上で、追加指定を図る。また、史跡の保護を図る上で必要な整備等を行う場合は、優先的に公有地化を進める。

●出土遺物の適切な保存管理

出土遺物は史跡を構成する重要な要素であることから、適切な保存管理を図る。

●史跡と一体になった地形や景観の保全

文化財保護法及び関連法令等に基づき諸開発との調整を図り、史跡と一体になった地形や景観の保全に努める。

2節 構成要素ごとの保存管理の方法

本節では、前節の方向性を踏まえ、保存管理の方法を整理する（表14～16）。

表14 構成要素ごとの保存管理の方法（1）

構成要素		保存管理の方法	
本質的価値を構成する諸要素	地上に表出している要素	墳丘	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り等日常的な維持管理を適切に行い、合わせて異常等の有無を把握する。 ・各古墳の経年変化を把握するために、継続的な定点観察を行う。 ・古墳管理台帳（表16）を作成し、保存管理に係る経過、定点観測の記録等を一元化する。 ・き損等への対応が必要な古墳を抽出し、対策を講じる。 ・史跡を適切に保存管理するために、必要に応じて発掘調査を実施する。
		埋葬施設	
	地下に埋蔵されている要素	周溝・区画溝等	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡を適切に保存するために、周溝等地下に埋蔵されている遺構を把握する発掘調査を必要に応じて実施する。
	出土遺物		<ul style="list-style-type: none"> ・個人等民間が所有する出土遺物の所在調査に努め、取扱を検討する。 ・必要に応じて劣化した遺物の修復を図り、一次資料を適切に保存管理する。
	史跡と一体になった地形		<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法だけでなく土地関連法令等も考慮し、史跡と一体となった地形の維持に努める。
史跡飯田古墳群 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	す理史跡要素・活用保存資管	標識・解説板・土地境界標等	<ul style="list-style-type: none"> ・「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」の規定に基づく、史跡の管理に必要な標識等を設置する。
		①木竹	営農行為以外
	営農行為（果樹等）		<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持とし、改植・抜根は、史跡への影響を最小限とする。
	②建築物（社寺・氏神祠・住宅等）		<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、現状維持とする。 ・既存建築物の建替・改修等に当たっては、史跡への影響を最小限とする。
	③工作物	墓地（墓石等）	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、現状維持とする。 ・既存の墓地区画内での墓石の新設・改修等に当たっては、史跡への影響を最小限とし、景観に配慮する。
		<ul style="list-style-type: none"> ○社寺関連 ○農業用施設 ○道路安全施設 ○水道施設 ○電気通信施設 ○公園施設 ○石段・石橋等 ○石積・擁壁・フェンス等 ○その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の工作物の改修・除却に当たっては、史跡への影響を最小限とし、景観にも配慮する。なお、改修等に当たっては、他所への付け替えも検討する。
④道路		<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、現状維持とするが、史跡への影響を最小限とするため拡幅はせず、改修等も必要最小限とする。 	
史跡の「本質的価値を構成する諸要素」の一部であるが、指定されていない部分		<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の隣接地の諸開発に対しては、文化財保護法及び県・市の文化財関連条例等に基づく適切な保護措置を講ずる。 ・指定に当たって必要となる発掘調査を実施し、土地所有者等関係者の同意を得て、追加指定を図る。 	

表15 構成要素ごとの保存管理の方法（2）

構成要素		保存管理の方法
史跡と同等の価値を有するが、指定されていない古墳		<ul style="list-style-type: none"> 飯田古墳群のうち未指定の古墳については、文化財保護法に基づく適切な保護措置を講ずる。 指定にあたっては必要な箇所について発掘調査を実施し、土地所有者等関係者の同意を得て、追加指定を図る。
史跡の指定地外の周辺環境を構成する諸要素	周辺の古墳・遺跡・指定文化財等	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法及び県・市の文化財関連条例等に基づく適切な保護措置を講ずる。
	周辺の社会的要素	<ul style="list-style-type: none"> 史跡周辺の諸開発を把握し、文化財保護法だけでなく土地関連法令・計画等の手法も考慮し、調整を図る。

表16 古墳管理台帳（案）

指定文化財名	飯田古墳群 ○○○○古墳				説明板	
国県市区分	国				設置年月日	
指定区分	史跡				設置業者	
指定年月日	平成28(2016)年10月3日				その他情報	
追加指定年月日					標柱	
所在地	飯田市○○○				設置年月日	
所有者					設置業者	
管理団体	飯田市				その他情報	
1. 文化財パトロール						
実施年月日	保護指導委員氏名	教事所担当者	市教委担当者	指摘事項	対応	備考
2. 現状変更						
主体者	内容	申請年月日	許可条件	実施期間	担当者	備考
3. き損等						
種別	原因	状況	発生年月日	対応	担当者	備考
4. 調査履歴						
調査主体	調査目的	着手年月日	完了年月日	文献等	担当者	備考
5. 所有者変更等						
原因	旧所有者	変更年月日	新所有者	担当者	備考	
写真添付						

3節 現状変更等の取扱

本章1～2節を踏まえ、今後史跡内で想定される諸行為の取扱基準について整理する。

1. 現状変更等について

史跡等の指定文化財において、その現状を変更する行為と保存に影響を及ぼす行為をあわせて「現状変更等」という。

史跡飯田古墳群の場合は、地上に表出している墳丘や埋葬施設等、地下に埋蔵されている周溝等の遺構及び遺物に対して何らかの影響を及ぼす土地の改変（掘削・盛土・切土等）や、遺構に影響を与える土地の状態の変化（建築物の建設・工作物の設置等）が現状変更等にあたる。これらの行為は、その内容によっては遺構や遺物を損ない、史跡等の保存継承を妨げる要因となる恐れがある。

そのため、史跡等については文化財保護法（以下「法」という）により現状変更等の制限（法第125条）があり、県及び市指定文化財については条例による規制や届出が定められており、現状変更等は厳しく制限されている。

なお、史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地内において土木工事等を行う場合は、法第93条による届出、法第94条による通知の提出が定められており、内容に応じた保護措置を講じている*。

* 保護措置については、長野県教育委員会が策定した「埋蔵文化財関係事務処理要綱」に基づき行っている。

2. 史跡指定地内における現状変更等の取扱基準

ここでは、史跡飯田古墳群の指定地内における現状変更等について、法に基づく取扱を整理する。

史跡とは、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」（特別史跡名勝天然記念物および史跡名勝天然記念物指定基準）として文部科学大臣が指定（法第109条）したものである。

そのような史跡の価値を損なうことなく将来にわたって保存継承するため、現状変更等については法第125条第1項に「文化庁長官の許可を受けなければならない」こととされ、文化庁長官への許可申請が必要となる。これは、現状変更等の内容が史跡の価値に影響を与えるか否かを考慮して、その可否を判断する制度である。これに違反した場合、法第125条第7項による原状回復の命令、法196条及び197条による罰則規定がある。なお、国の機関による現状変更等については、法第168条に規定されている。

（1）現状変更等の許可申請が必要な行為

現状変更等の許可申請が必要となる行為には以下の事項が該当する。各事項の具体的な取扱基準については、後述する「（5）史跡飯田古墳群の指定地における現状変更等の取扱基準」に示す。

なお、下記の①から⑦の行為のうち、後述する（2）から（4）に示したものの以外の行為については、文化庁長官への許可申請が必要である。

① 木竹（果樹を含む）の伐採・植栽（植樹）・改植・抜根

② 建築物の新築・建替・増築・除却

③ 工作物の新設・改修・除却

- 社寺関連（鳥居・狛犬・灯籠・石造物等）
- 墓地関連（墓石・供養塔・墓地区画施設〈石積・擁壁等〉）
- 農業用施設（ビニールハウス・果樹棚等）
- 道路安全施設
- 水道施設（用排水路・集水桝等）
- 電気通信施設（電柱等）
- 公園施設（遊具・ベンチ等）
- 園路（石段・石橋等）
- 石積・擁壁・フェンス等
- その他工作物（看板等）

④ 地形改変、土木工事等

⑤ 発掘調査

⑥ 史跡整備

- 保存のための整備
 - ・史跡の保存管理・活用上必要な標柱、案内板、解説板、土地境界標等の設置※
 - ・き損等が認められる場合の応急措置、復旧等整備、き損を未然に防ぐための整備等
- ※ 「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」の規定に基づく施設の設置を指す。
- 活用のための整備

⑦ その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 飯田市教育委員会への許可申請が必要な行為

前項（1）に示した現状変更等の申請が必要な行為のうち、文化財保護法施行令第5条第4項（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）に規定されている以下に示す行為については、飯田市教育委員会が現状変更等の許可及びその取消し並びに停止命令を行う。

① 小規模建築物※で2年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築又は改築

※ 小規模建築物とは、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものを指す。

② 工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修又は道路の舗装若しくは修繕※

※ 設置若しくは改修は、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。また、道路の舗装若しくは修繕は、それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

③ 法第 115 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設*の設置又は改修

* 管理に必要な施設とは、標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を指す。設置基準は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」による。

④ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

⑤ 建築物等の除却*

* 除却は、建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。

⑥ 木竹の伐採

(3) 現状変更等の許可申請が不要な行為

現状変更等について、法第125条第1項のただし書には、「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急措置」、「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可申請が不要であるとされている。当該条文に基づき、史跡指定地において許可申請の不要な行為を以下に示す。ただし、これらの行為の実施にあたっては、飯田市教育委員会と事前協議を行う。

① 維持の措置

文部科学省令「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第4条に記されている「維持の措置」の範囲は以下のとおりである。

- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき
- ・ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
- ・ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

② 非常災害のために必要な応急措置

災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予想される場合に執られる応急措置で、史跡飯田古墳群では、風水害・地震による墳丘盛り土（葺石を含む）や埋葬施設等の崩落拡大を防ぐための応急措置、風水害・地震・火災により倒壊した建築物等や倒伏した立木の除去、破損した電柱・電線や水路等の埋設管の応急措置等が該当する。なお、災害復旧に係る恒常的な施設の設置は含まない。

③ 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微なもの

物理的変更は加えないが、何らかの影響を及ぼす行為のうち、その影響が軽微である場合をいう。

(4) 現状変更等に該当しない維持管理等

史跡指定地内における以下のような維持管理等については現状変更等に該当しない。ただし、その内容・程度によっては現状変更等に該当する場合もあるため、原則として飯田市教育委員会に連絡し、必要に応じて協議するものとする。

① 日常的な維持管理

- 日常的な手入れ（除草、植栽の剪定・枝払い等）

② 既存建築物・工作物の維持管理

- 維持管理に必要で、掘削を伴わない行為
 - ・社寺（氏神祠を含む）の屋根の葺き替え、外装や内装の修繕
 - ・社寺等に付属する工作物（鳥居・狛犬・灯籠等）、石碑等の修繕
 - ・墓石の修繕
 - ・可動式の工作物（ベンチ等）の移動
 - ・その他上記に準ずる程度で、建築物や工作物の維持に必要な修繕

③ 祭祀行為

- 日常的な祭祀行為（参拝、墓参等）
- 祭祀行為や墓地利用等に伴う清掃、除草、植栽等の剪定・枝払い
- 納骨、改葬（なお、墓地の改修を伴わない場合）
- 祭祀行為に伴う簡易な工作物（祭壇・卒塔婆等）の一時的な設置及び撤去
- その他上記に準ずる程度で、祭祀に必要なもの

④ 生業

- 耕作地内での通常の営農行為（農園利用を含む）
- 果樹の剪定・枝払い
- その他上記に準ずる程度で、生業上必要なもの

⑤ その他

- 史跡の保存活用を目的とし、掘削を伴わない工作物の設置及び撤去
 - ・非常時のバリケード等
 - ・史跡を活用したイベント等で使用する簡易工作物等

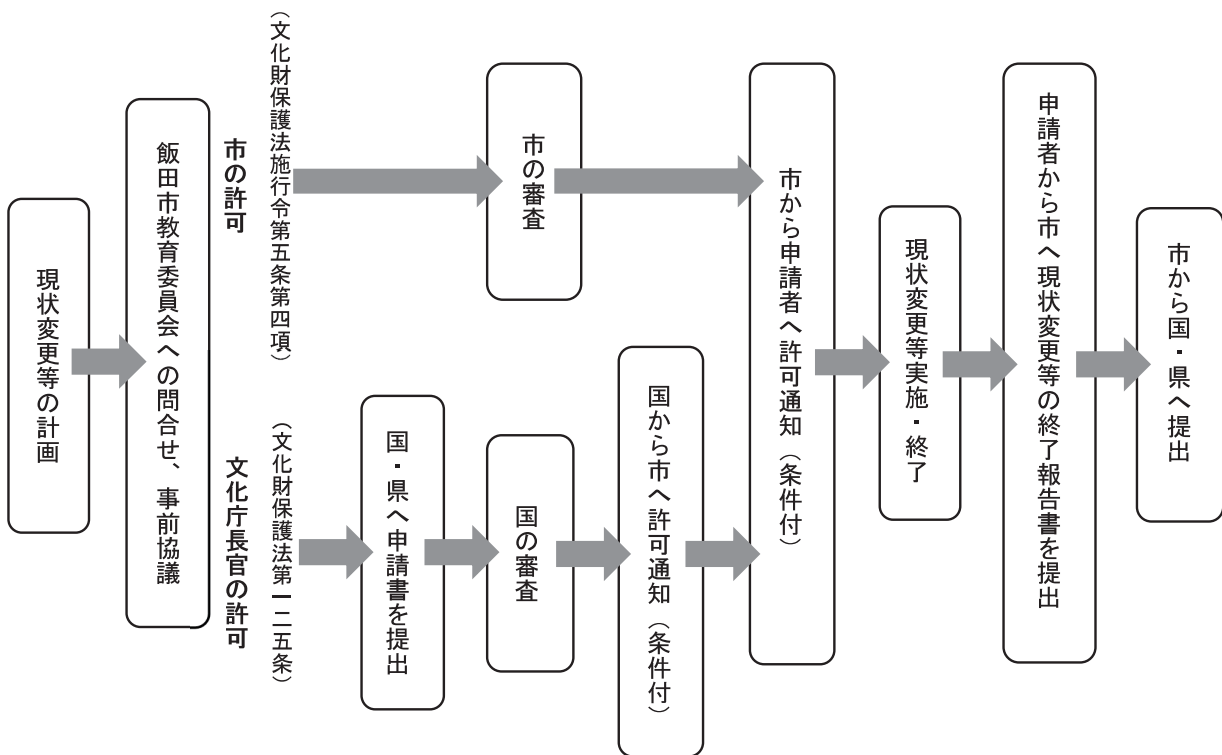
(5) 史跡飯田古墳群の指定地における現状変更等の取扱基準

史跡飯田古墳群を適切に保存管理するため、本章2節に示した保存管理の方法を踏まえて、史跡指定地全体に共通して適用する現状変更等の取扱基準を定める。

現状変更等の取扱にあたっては、以下の項目を共通事項とする。

- 史跡の保存に影響を及ぼす現状変更等は認めない。
- 史跡の本質的価値である古墳の保存を前提として、史跡の適切な保存管理と持続可能な活用を推進するために、遺構への影響や景観等への配慮をしたものについては現状変更等を認める。
- 史跡指定地内で現状変更等を計画する場合は、飯田市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行う。
- 各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。
- 現状変更等の内容によって、飯田市教育委員会が事前調査または立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合はその保存に万全を期す。

次に、現状変更等の許可申請が必要な場合の手続きの流れ（図18）と現状変更等の取扱基準（表17）を示す。



- ※ 本図は、現状変更等の許可申請に係る手続きの基本的な流れを示したものである。
- ※ 現状変更等実施の際には、飯田市教育委員会職員による立会調査が必要となる。また、現状変更等の内容によっては、事前調査（発掘調査等）が必要となる場合がある。
- ※ 申請提出後に現状変更等の内容や実施方法が変更になった場合は、改めて許可申請の提出が必要となる場合がある。

図18 現状変更等の許可申請手続きの流れ

表17 現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱に関する共通事項			
1. 史跡の保存に影響を及ぼす現状変更等は認めない。 2. 史跡指定地内で現状変更等を計画する場合は、飯田市教育委員会を窓口として十分な事前協議を行う。 3. 各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。 4. 現状変更等の内容によって、飯田市教育委員会が事前調査または立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合は、その保存に万全を期す。			
現状変更等	取扱基準		
①木竹	営農行為以外	伐採（※1）	・史跡の保存管理・活用上必要な伐採は認める。
		植栽・改植（※2・3） ・抜根	・植栽・改植・抜根は認めない。 ・ただし、史跡の保存管理・活用上必要な場合※2-2は認めるが、史跡に影響が及ばないものとする。
	営農行為（果樹等）	伐採	・営農上必要な伐採は認める。
		植樹（※4） ・改植	・営農上必要な植樹・改植は、既存の耕作の範囲内とし、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
		抜根	・抜根は、営農上必要で、史跡や周辺環境に配慮したものは認める。
	②建築物（※5） （社寺・氏神祠・住宅等）	新築・増築（※6・7）	・新築・増築は認めない。
建替（※8）		・建替は、既存の建築物と同範囲・同規模までとし、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。	
除却（※9）		・除却は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。	
③工作物	墓地（墓石等）	墓地区画の新設（※10）	・墓地区画の新設は認めない。
		墓石の新設・改修（※11）	・墓石の新設・改修は、既存の墓地区画の範囲内とし、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
		除却	・除却は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
	○社寺関連 ○農業用施設 ○道路安全施設 ○水道施設 ○電気通信施設 ○公園施設 ○石段・石橋等 ○石積・擁壁・フェンス等 ○その他	新設	・新設は認めない。 ・ただし、史跡の保存管理・活用上必要で、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
		改修（※12）	・改修は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。 ・ただし、史跡や景観への影響及び工作物の必要性や移設の可否等を検討した上で判断する。
		除却	・除却は、史跡や周辺環境・景観に配慮したものは認める。
④地形改変・土木工事等	・史跡に影響を及ぼす土地の掘削や盛土・切土等の地形改変・土木工事等は認めない。 ・ただし、史跡の保存活用上必要な整備に伴う盛土等については、史跡や周辺環境・景観に影響のない範囲で認める。		
⑤発掘調査	・史跡の保存活用上必要な発掘調査は認める。 ・なお、調査は文化庁及び長野県教育委員会と事前協議の上、史跡への影響に配慮し、必要な箇所について最小限に留めるものとする。		
⑥史跡整備	・史跡整備（保存のための整備、活用のための整備）は認める。 ・なお、整備は文化庁及び長野県教育委員会と事前協議の上、発掘調査の成果に基づく整備計画を策定した上で行う。		

【現状変更等の取扱基準用語解説】

- ※1 伐採：伐採とは幹及び根を切断して除去すること。木竹等の維持管理として実施する伐採と支障木竹等の処理に伴う伐採がある。
- ※2 植栽：植栽とは植物を植えること。
- ※2-2 保存管理に必要な植栽：保存管理に必要な植栽の例として、墳丘の表面保護を目的とする地被植物等の植栽を想定している。ただし、植栽の可否判断は、保護を必要とする箇所の状態によるものとする。なお、樹種については在来種を原則とするが、植物の特性も考慮して選定するものとする。
- ※3 改植：改植とは植物を植え直すこと。果樹の改植の場合は、伐採・抜根・植樹以外に土壤改良や果樹柵の設置等を含む。
- ※4 植樹：植樹とは特に樹木を植えることを指す。
- ※5 建築物：建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの。
- ※6 新築：新築とは現状で建築物のない土地に新たに建築物を建築すること。
- ※7 増築：増築とは現在建築物が建っている敷地内で、建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や棟別又は棟続きで建築物を付加すること。
- ※8 建替：建替とは既存建築物の全部又は一部を除却し、同一場所に引き続いて建築物を建築すること。
- ※9 除却：除却とは既存の建築物（基礎を含む）を取り壊し、更地とすること。
- ※10 墓地区画の新設：新たに墓地区画を設定すること。
- ※11 墓石の新設：墓石の新設とは既存の墓地区画内に墓石等を新たに建てること。
墓石の改修：墓石の改修とは既存の墓石等を建て直すこと。
- ※12 改修：改修とは劣化した建物等の性能、機能を初期の水準を超えて改善すること。

3. 史跡指定地外の周辺環境の取扱方針

史跡飯田古墳群の指定地周辺は周知の埋蔵文化財包蔵地（いわゆる遺跡）であるが、史跡の一部をなす遺構（墳丘や周溝等）が存在する可能性が高い場所といえる。そのため、遺構の保存に影響を及ぼす土木工事等の諸開発行為に対しては、事前協議の上、法第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）、法第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）に基づく届出または通知を長野県教育委員会に提出し、調整を図った上で必要に応じて発掘調査等を行い、適切な保護措置を講ずるものとする。なお、発掘調査により史跡の一部をなす重要な遺構が確認され、当該土木工事等が遺構に影響を及ぼす場合は、工事等による影響を避けるための計画変更等を求めるものとする。将来的には、土地所有者等関係者との調整を図り、条件が整った場合は追加指定を検討するものとする。

また、第Ⅲ章1節で述べたように、飯田古墳群の成立に地理的、地形的要因が大きく関わることから、古墳群を取り巻く周辺環境も史跡の適切な保存にとっては重要な要素である。史跡と一体となった地形や史跡にとって良好な景観については保全に努める。なお、保全にあたっては、文化財保護法だけでなく、都市計画法、景観法等関連法令、飯田市の条例及び計画、さらには地区ごとに策定される地域計画等の趣旨、手法も念頭に入れる必要がある。

4節 災害等非常時の対応

史跡飯田古墳群の本質的価値である墳丘（盛り土）や横穴式石室等の埋葬施設は地上に存在することから、外部からの影響を受けやすい。第Ⅵ章で述べたように、地震、風水害等災害の影響に限らず、すでに改変を受けている場所では、経年変化として劣化の進行が認められる。そのため、本節では災害時だけでなく、平常時に史跡のき損等が発生した場合も念頭に入れた対応を示す。古墳という特性を考慮して、記述にあたっては、文化庁・熊本県教育庁が平成29（2017）年に発行した『平成28年度熊本地震による古墳の被災状況について』を参考とした。

1. 基本情報の取得と整理

各古墳の現況を客観的に把握し、変化が見える化するために「古墳カルテ」を作成する。カルテは、墳丘、埋葬施設等について観察項目を示し、観察時の所見を書き込むための墳丘測量図、石室実測図等を付したものを用意する（表18）。これを古墳ごとに作成し、定期的な観察時やき損等の非常事態が発生した際の現況調査で使用する。

熊本地震による被災状況調査では、被災の程度を把握するために、被災前の状況を的確に把握しておく必要があるとしている。このことから、史跡飯田古墳群においても、現時点での基本情報の取得と整理を行う。具体的には観察項目等に基づく状況観察を目視にて行い、細部の写真撮影を行う。基本情報の中には、発掘調査歴、整備歴、過去のき損等の履歴やその対応等（必要に応じて図面・写真を添付）についても記載し、基礎データとする。以降の観察時の所見は別のカルテに記載し、古墳管理台帳（表16）とともに管理し、比較検討が可能なデータとして蓄積する。

また、前述の被災状況調査では、目視だけでは確認しがたい小規模な変化を的確に把握するため、実測図や写真に加えて三次元測量といったデジタルデータの併用が有効であるとしている。史跡飯田古墳群の場合も、既存の実測図とともに、墳丘や石室等の三次元測量によるデータ取得は災害等で破壊された遺構の復元や将来的に史跡整備をする際の基礎データとしても有効であると考えられる。さらに、非常時でなくても、微妙な経年変化を可視化するために、長期的なスパン（10年単位等）で比較資料となるデータの所得を行うこと等も検討する。

このほか、盛り土内に埋設されている埋葬施設の状況を把握するために、状況に応じて地中レーダー探査等非破壊調査の実施も検討する。

2. 現況調査の方法

現況調査には、定期的に行う通常調査（定点観察）と、災害等によりき損等が新たに確認された際（非常時）の状況把握のための調査があり、いずれも市が行う。

通常調査は、史跡の経年変化を把握するために行う。災害に限らず、通常の雨水や獣害等による史跡への影響を早期に把握し、必要に応じて予防措置や応急措置を講ずることで、より大きな崩落等を未然に防ぐことができると考える。一方、非常時における状況把握調査は、災害等により史跡がき損した場合に行う。被害の程度を把握し、対応方法の検討や、復旧等整備を行う場合に必要となる情報を収集するための調査である。いずれの調査も基本的には市が行うが、具体的な対策が必要となる場合を考慮して、状況によっては土木技術や史跡整備等の専門家にも同行を求める。

基本的に現況調査は、前述の「古墳カルテ」に示した項目に基づく目視による観察、添付した図面への所見の記載、観察箇所の写真撮影等を行う。通常調査では、事前に設定した定点観察箇所について、観察・写真撮影を行う。この際、後の変化との比較がしやすいように、写真撮影は複数方向から行う。なお、調査にあたっては、史跡の状況把握だけでなく、周辺の状況も把握しておく必要がある。

一方、災害等非常時の状況把握調査も基本的な方法は同じであるが、災害時は様々な状況から現況調査までに時間を要するほか、安全面から立入り不可能となることが予想されることから、目視以外の確認手段を検討しておく必要がある。

3. 災害等緊急事態発生に対する応急措置と連絡体制

大型台風の接近等災害の発生が予想できる場合は、史跡（墳丘上や石室内部等）へは立入らないことが原則である。また、災害に関わらず、史跡のき損等を把握した場合は安全確保を第一とし、現場から避難する。安全が確保できた段階で、市は現地を確認して状況把握に努める。なお、災害等の影響により市がただちに現地を確認できない場合は、関係者に情報を提供し、対応を助言する。

史跡のき損等の程度や災害等の状況により、すぐに対応が可能な場合と本格的な対応には時間を要する場合とがある。まずは、史跡やその周辺への影響を考慮し、安全に十分配慮した上で、必要に応じて以下のような応急措置※を講ずる。さらに、市は、状況を長野県教育委員会に報告し、文化庁長官宛にき損届等必要な手続きを行う。

- ①危険度が高い箇所への立入りを制限するため、バリケード・ロープ等を設置する。
- ②雨水の浸入による崩落拡大を防ぐため、養生シートの設置、埋め戻し等を行う。
- ③復旧不可能な崩落した土石、倒伏した立木、破損・倒壊した工作物等を除去する。

また、史跡の変化（異常）は、市による現況調査時だけでなく、日常的な維持管理や見学等の際に発見される場合もある。史跡飯田古墳群の場合、土地所有者等関係者が史跡の近隣に居住しているとは限らないことから、市は史跡保護の面のみならず安全面からも、土地所有者等関係者や地域住民等と情報共有を図り、相互に防災意識の向上に努めることが重要である。

なお、災害等非常時の連絡調整、報告・協議等の流れは図19のとおりである。

※ 応急措置は、経年変化による土壌の侵食流亡等に対し、維持の措置の範囲において行う小規模な復旧のほか、非常災害に伴って必要となる応急措置がある。これについては、現状変更等の許可申請が不要な行為にあたる（法第125条第1項のただし書による。本章3節参照）。

4. 応急措置後の対応

応急措置後、確実に安全が確保できた段階で、被害状況を把握するための現況調査を行う。調査結果は、災害等非常時の対応の適否や、今後の復旧等の整備計画を立案する上でのデータとする。

基本情報を整理した古墳カルテのデータと新たに実施した現況調査のデータを比較検討し、復旧等整備が必要と判断される古墳については、整備計画を立案した上で事業化を図る。復旧等整備は、第Ⅹ章で述べる「保存のための整備」にあたる。

市は計画立案等事業実施にあたって、文化庁、長野県教育委員会の指導・助言を受けて行うほか、事前に発掘調査を実施する場合の調査指導や整備方法等について、古墳や史跡整備の専門家からの指導・助言が必要となることから、別途専門委員会の設置も検討する。さらに、復旧等整備にあたっては、市

は史跡の管理団体として、必要に応じて整備箇所の公有地化を図り、史跡整備に係る国・県の補助制度を活用して事業を実施する。

なお、整備は史跡の保存に配慮したものとするが、史跡指定地の土地利用や史跡周辺にも配慮が必要であることから、土地所有者等関係者とも十分に協議した上で行うものとする。

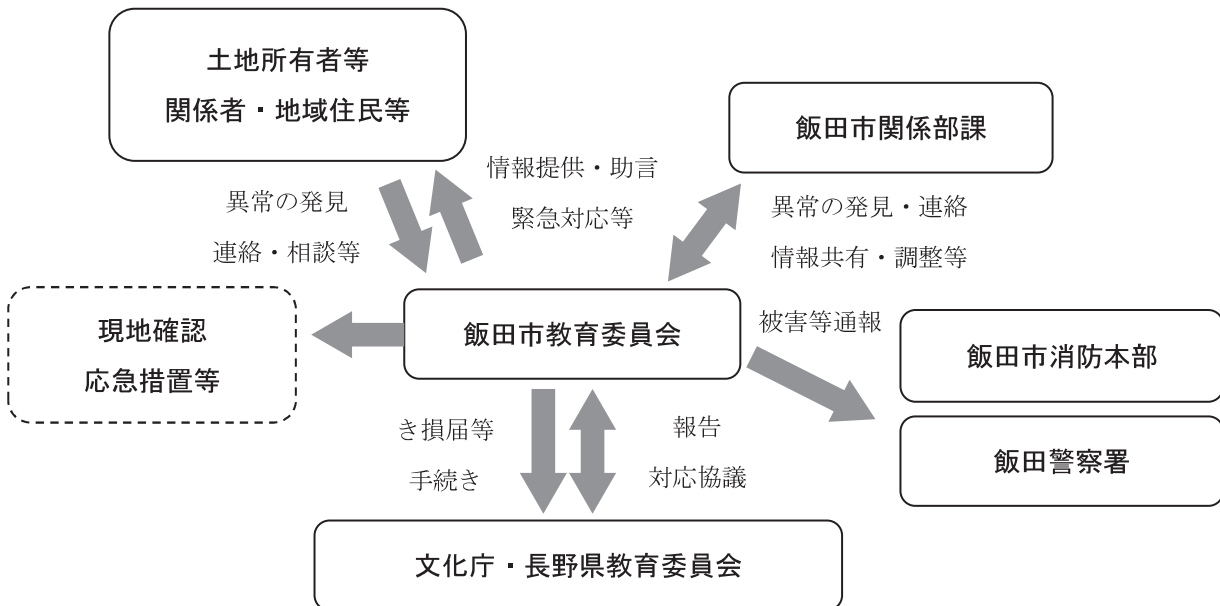


図19 災害等非常時の対応の流れ

表18 古墳カルテ（案）

史跡飯田古墳群（高岡第1号古墳）		実施年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日	調査者
所在地	座光寺高岡	所有(管理)者		
調査歴	2012年度 前方部南側で周溝の範囲確認調査を実施			
き損等				
修復等				
墳 丘				
<p>項 目</p> <input type="checkbox"/> 斜面の崩落 <input type="checkbox"/> 亀裂 <input type="checkbox"/> 陥没・空洞 <input type="checkbox"/> 表面の乾燥 <input type="checkbox"/> 獣害の有無 <input type="checkbox"/> 木竹・工作物の影響 <input type="checkbox"/> その他				
特記事項等				
埋葬施設				
<p>項 目</p> <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 緩み（膨らみ） <input type="checkbox"/> 脱落・欠損 <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 裏込め土の流出 <input type="checkbox"/> 木竹・工作物の影響 <input type="checkbox"/> 雨水等の浸透 <input type="checkbox"/> その他				
特記事項等				

5節 追加指定の方針

史跡飯田古墳群の保護はもとより、飯田古墳群全体としての保護にも万全を期すために、発掘調査を実施し、土地所有者等関係者と十分協議した上で、追加指定に向けた条件整備を進める。

なお、追加指定の方針は以下のとおりである。

1. 指定された古墳の保護を万全とするための追加指定

現在、13基の古墳の指定範囲は墳丘及び埋葬施設が中心であるが、指定地の隣接地には墳丘の一部や周溝等の遺構（史跡飯田古墳群の本質的価値）が存在している可能性が高い。そのため、史跡の隣接地においても適宜発掘調査を実施して本質的価値の把握に努めるとともに、史跡と密接に関係する遺構を把握した場合は、追加指定を視野に入れた保護策を検討する必要がある。

図20～25は、13基の古墳について推定される墳丘と周溝を含む全体の範囲を示したもの※¹である。本図に示した範囲のうち史跡指定地外は、史跡とともに保護すべき遺構の存在が想定される箇所である。現時点では埋蔵文化財包蔵地としての取扱であるが、将来的には追加指定の候補地として、発掘調査または状況に応じて地中レーダー探査等非破壊調査も併用して遺構の有無を把握し、範囲を特定した上で保護を図る。

なお、現時点で史跡に隣接する県史跡指定地及び市史跡指定地※²、また発掘調査により周溝等が確認されている箇所については、優先的に追加指定を進める。

※¹ 図20～25で示した推定範囲は、個別古墳概要（本文巻末資料）に記載した推定復元図による。当該復元図の作成にあたっては、発掘調査の結果だけでなく、過去の地籍図や航空写真等を参考にした。

※² 御猿堂古墳（一部県史跡）、水佐代獅子塚古墳（一部市史跡）がある。指定範囲については、第Ⅱ章3節の史跡指定範囲及び土地所有区分図（図5・7）を参照。

2. 史跡指定されていない飯田古墳群の追加指定

飯田古墳群として把握している古墳のうち、現存するが指定されていない9基の古墳※について、実態把握のための発掘調査を実施し、条件を整えた上で追加指定を図る。

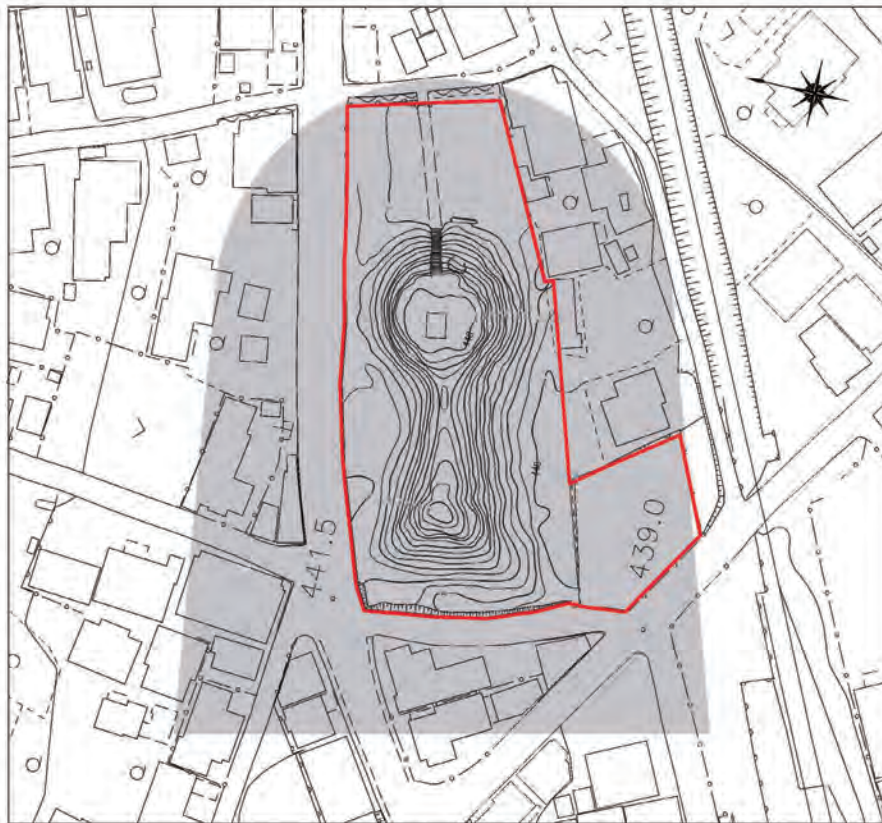
また、第Ⅴ章で述べた飯田古墳群と同等の価値を示すもので、飯田古墳群に加えるべき古墳等が今後の調査で新たに確認された場合は、保護を図るために追加指定を検討する。

※ 飯田古墳群については、凡例の「表 飯田古墳群一覧」を参照。

6節 史跡指定地の公有地化の方針

史跡の保存管理を確実にし、適切な公開・活用を図るために、必要に応じて公有地化を検討する。例として、史跡の保存管理に係る保存のための復旧等整備、または活用のための整備をしようとする場合に、整備を要する範囲について公有地化を図る。そのため、基本的には公有地化は整備計画と連動したもものとして計画・実施する。

なお、史跡飯田古墳群の場合、現時点では指定地全体のうち9割以上が民有地で、主に社寺所有地及び墓地、農振農用地となっていることから、公有地化から整備までの計画策定にあたっては、土地所有者等関係者とも十分に協議した上で進める必要がある。



高岡第1号古墳

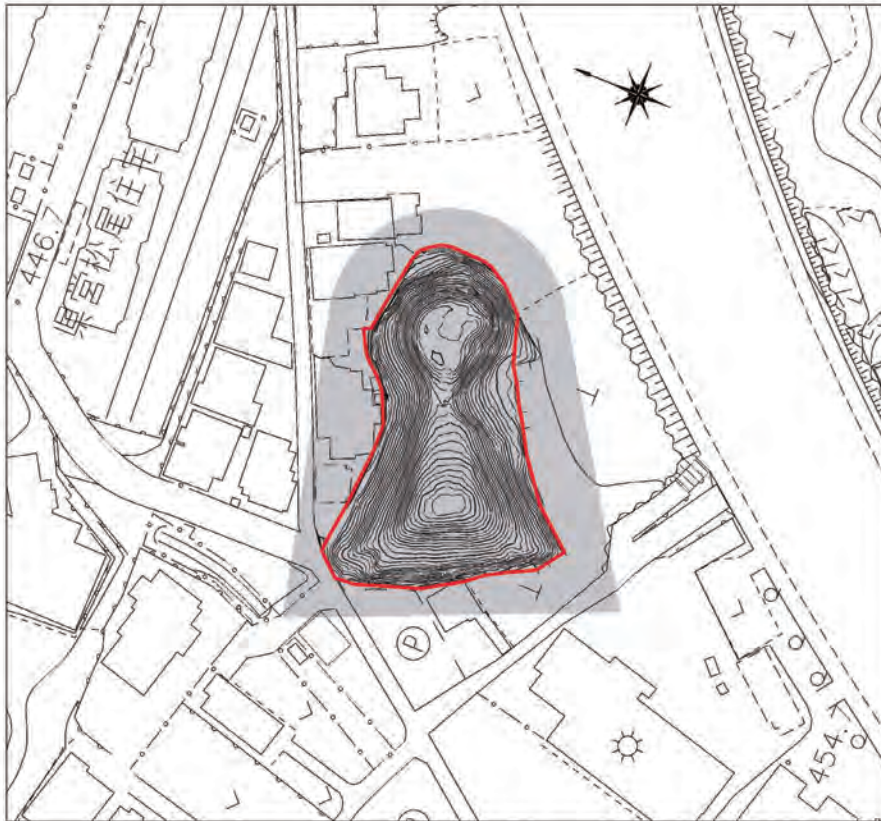


飯沼天神塚（雲彩寺）古墳

史跡指定範囲
古墳の範囲
(墳丘・周溝)



図20 古墳の推定範囲図（1）



御射山獅子塚古墳



おかん塚古墳

史跡指定範囲
古墳の範囲
(墳丘・周溝)

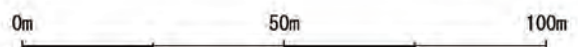
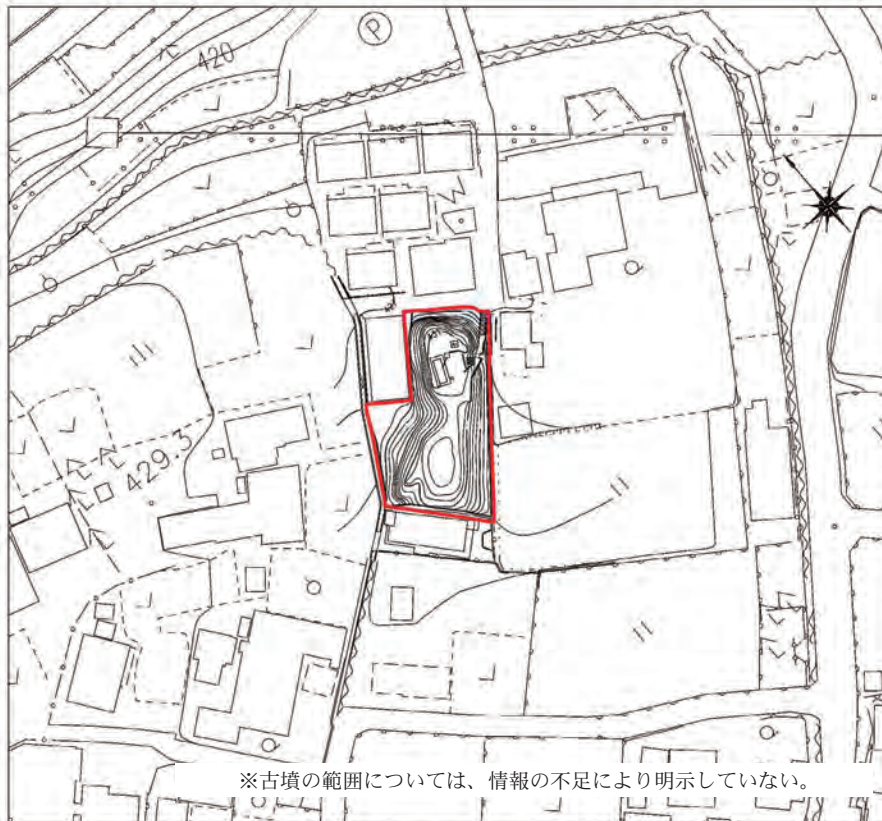
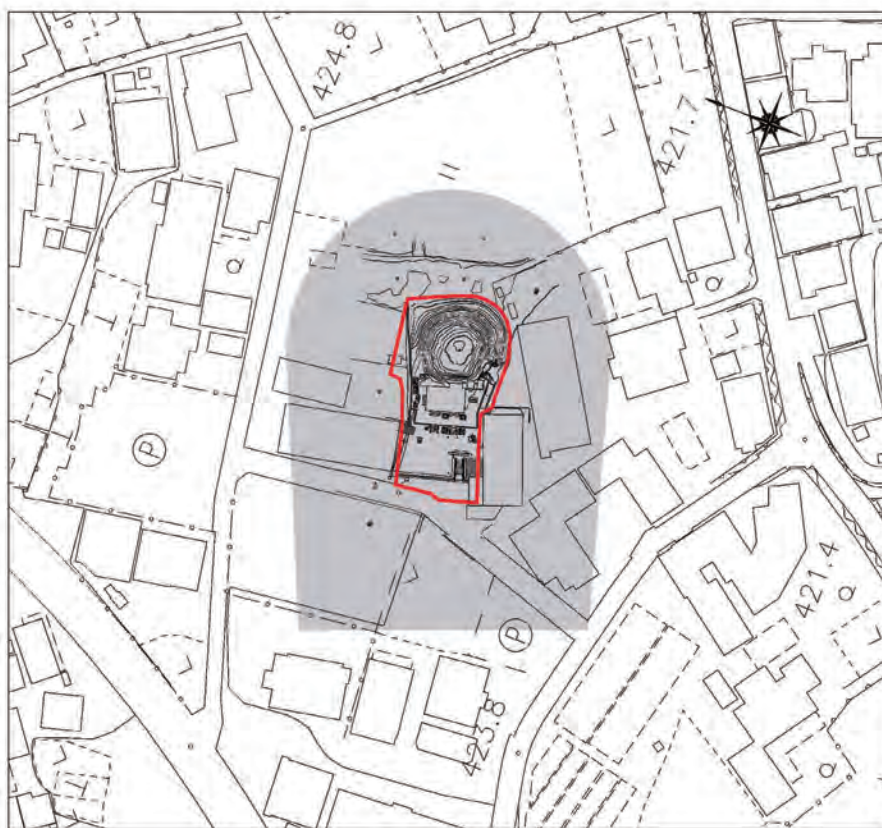


図21 古墳の推定範囲図(2)



姫塚古墳



上溝天神塚古墳

史跡指定範囲
 古墳の範囲
 (墳丘・周溝)



図22 古墳の推定範囲図(3)



水佐代獅子塚古墳



大塚古墳

- 史跡指定範囲
- 市史跡指定範囲
- 古墳の範囲
(墳丘・周溝)

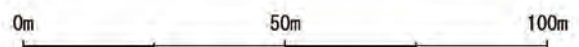
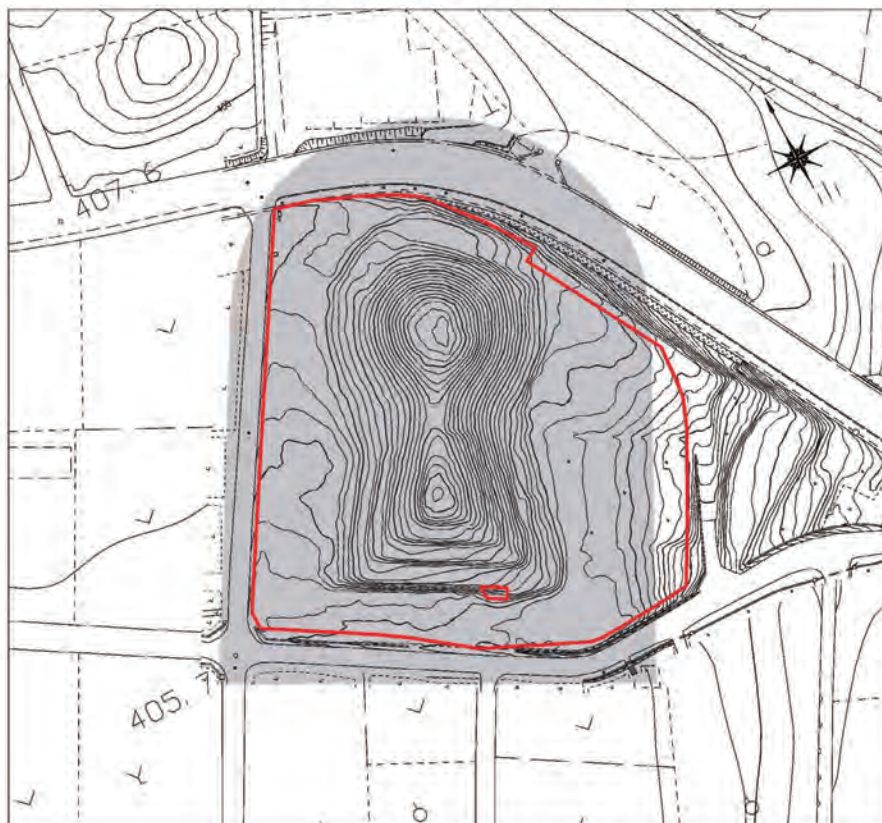


図23 古墳の推定範囲図(4)



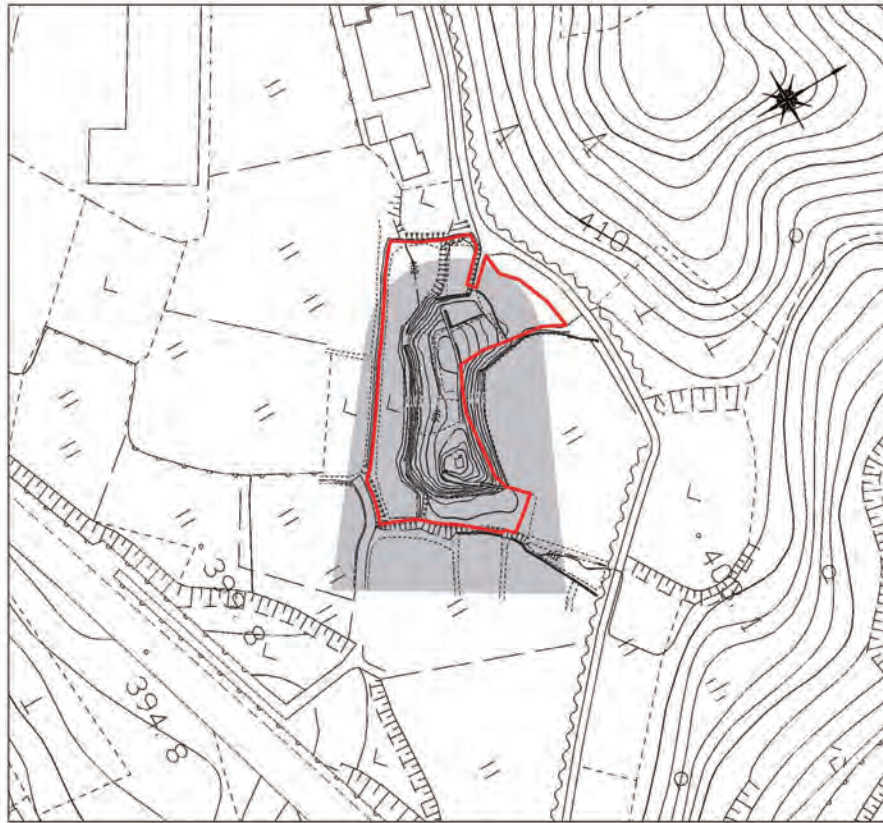
鏡塚古墳(上)・鎧塚古墳(下)



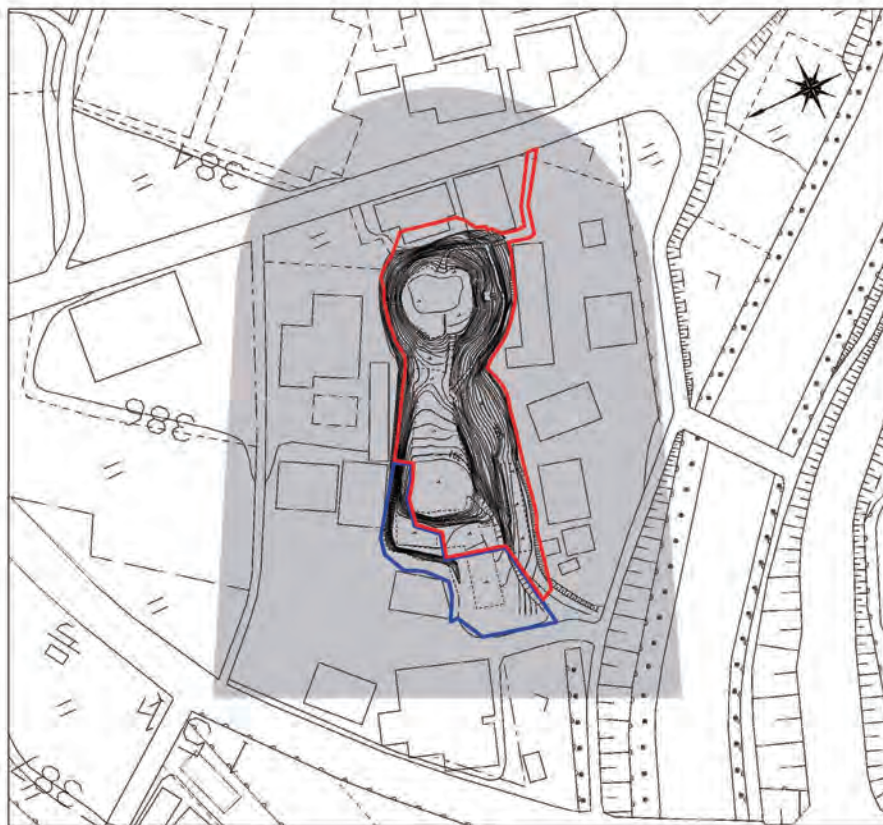
塚原二子塚古墳






図24 古墳の推定範囲図(5)



馬背塚古墳



御猿堂古墳

-  史跡指定範囲
-  県史跡指定範囲
-  古墳の範囲
(墳丘・周溝)

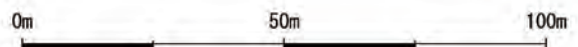


図25 古墳の推定範囲図(6)

7 節 出土遺物の取扱

出土遺物も史跡と同様、後世に保存継承していく必要があることから、飯田市が所有する出土遺物については保存管理を適切に行い、金属製品や脆弱遺物等で劣化が進行しているものについては保存処理等必要な処置を講ずる。なお、出土遺物の展示公開は、史跡への興味と理解を深めるためにも有効であることから、保存管理の面だけでなく、活用の面でも適切な保存処理等の実施が必要である。

さらに、民間が所有する出土遺物については、地域とも協力して所在を把握するとともに、将来的な保存への理解を得るよう努める。